

第1回 宇都宮都市交通戦略策推進懇談会 会議資料

日時:令和5年7月28日(金)15時30分～
場所:宇都宮市役所 本庁舎14大会議室

【 議 題 】

(1) 「宇都宮都市交通戦略策推進懇談会」の委員追加について
資料1

(2) 会長の選出について

(3) 「第2次宇都宮都市交通戦略」の中間見直しについて
資料2

主な内容: 中間見直しの進め方, スケジュール
各施策事業の進捗状況
評価指標の状況確認

等

「宇都宮都市交通戦略推進懇談会」への 委員追加について

「第2次宇都宮都市交通戦略」の中間見直しにあたって、現行計画策定後の新たな関連法令等を踏まえ、委員を追加

【追加する委員】

○市議会議員

市議会が主体となって、令和5年3月に「宇都宮市みんなでつなげる公共交通基本条例」を制定、4月施行

条例の中で、市議会の責務として、「市民及び事業者と連携し、市が実施する公共交通に関する施策の策定及び推進に関わる」と規定

○都市整備部長

NCCの形成をより一層推進するため、令和4年2月にLRTを基軸とした公共交通ネットワークと一体となった目指す都心部の姿を描いた「都心部まちづくりビジョン」を策定

「宇都宮都市交通戦略推進懇談会設置要綱」の改定について

- (現行) 第3条 懇談会は, 委員26名以内で組織する。
- 2 委員は, 次の各号に掲げる者のうちから, 市長が任命し, 又は委嘱する。
- (1) 学識経験者
 - (2) 交通事業者
 - (3) 市民・利用者
 - (4) 行政機関

- (改正案) 第3条 懇談会は, 委員**28名**以内で組織する。
- 2 委員は, 次の各号に掲げる者のうちから, 市長が任命し, 又は委嘱する。
- (1) 学識経験者
 - (2) 交通事業者
 - (3) 市民・利用者
 - (4) 行政機関
 - (5) 市議会議員**

宇都宮都市交通戦略推進懇談会設置要綱 (改定案)

(目的)

第1条 宇都宮都市交通戦略で策定された交通政策を推進するため、宇都宮都市交通戦略推進懇談会(以下「懇談会」という。)を設置する。

(協議事項)

第2条 懇談会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について協議をする。

- (1) 宇都宮都市交通戦略の策定及び推進に関する事項
- (2) その他宇都宮市の都市交通に関して必要な事項
- (3) 懇談会の運営方法、その他懇談会が必要と認める事項

(組織)

第3条 懇談会は、委員**28名**以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が任命し、又は委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 交通事業者
- (3) 市民・利用者
- (4) 行政機関
- (5) **市議会議員**

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱された日の属する年度から2年度とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員が任命又は委嘱された時における当該職又は身分を失ったときは、その職を失う。

(会長)

第5条 懇談会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、懇談会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故あるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 懇談会は、必要に応じて、会長がこれを召集する。

(関係者の出席要請等)

第7条 会長は、懇談会が必要と認めるときは、関係者に対し、懇談会への出席を要請し、意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第8条 審議内容は公開を基本に一般者の傍聴を認めるとともに、会議録を作成し、ホームページ等にて公開する。

(事務局)

第9条 懇談会の事務局は、宇都宮市総合政策部交通政策課に置く。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関して必要な事項は、会長が懇談会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成22年3月3日から施行する。

この要綱は、平成30年3月20日から施行する。

この要綱は、令和 5年7月28日から施行する。

「第2次宇都宮都市交通戦略」の中間見直しについて

- 1 中間見直しの概要について
- 2 中間見直しのスケジュールについて
- 3 各施策の進捗状況について
- 4 評価指標の状況確認
- 5 法改正・栃木県の動向
- 6 新たな関連法令・計画等を踏まえた位置づけの整理
- 7 次回懇談会に向けた取組

1 中間見直しの概要について

対象計画

第2次宇都宮都市交通戦略

計画概要

「第6次宇都宮市総合計画」に掲げる「交通の未来都市」の実現を図るため、誰もが安心して快適に移動できる総合的な交通ネットワークを構築するとともに、まちづくりと一体となった交通施策を戦略的に推進するための指針

中間見直しのポイント

・計画策定後の「人口減少・少子超高齢化の進行」や「デジタル化の急速な進展」、「脱炭素社会構築に向けた要請の高まり」、「新型コロナウイルス感染症等による人々の価値観等の変容」などの変化を踏まえ、現行計画に定められた施策事業等への影響を確認する。

・今年のLRT開業、バス路線再編によって、本市の交通を取り巻く環境が「つくる」から「つかう」ステージに大きく変化することを踏まえ、本市交通の現状分析・課題の抽出を行い、本市の目指す『子どもから高齢者まで、誰もが豊かで便利に安心して暮らすことができ、夢や希望がかなうまち「スーパースマートシティ」』の実現に向けて、取組方針や施策事業、評価指標などの見直しを行う。

2 中間見直しのスケジュールについて

R5年 4月

5月

6月

7月

8月

9月

10月

11月

12月

R6年 1月

2月

- ・各施策の進捗状況・評価指標の状況の確認
- ・中間見直しの方向性の検討

- ・本市交通の現状把握, 課題整理
- ・各施策事業の検討
- ・評価指標の検討

- ・中間見直し(素案)の作成

- ・パブリックコメント

- ・とりまとめ

宇都宮都市交通戦略 推進懇談会

今回

第1回 懇談会(R5.7.28)

- ・各施策の進捗状況, 評価指標の状況の確認等

第2回 懇談会(R5.9下旬以降)

- ・本市交通の現状分析・課題の抽出
- ・中間見直しの方向性

第3回 懇談会(R5.11下旬)

- ・素案について

第4回 懇談会(R6.2月上旬)

- ・中間見直し内容の確認

2 中間見直しのスケジュールについて

R5年 4月

5月

6月

7月

8月

9月

10月

11月

12月

R6年 1月

2月

・各施策の進捗状況・評価指標の状況の確認
・中間見直しの方向性の検討

・本市交通の現状把握, 課題整理
・各施策事業の検討
・評価指標の検討

・中間見直し(素案)の作成

・パブリックコメント

・とりまとめ

宇都宮都市交通戦略 推進懇談会

今回

第1回 懇談会(R5.7.28)

・各施策の進捗状況, 評価指標の状況の確認等

本日ご意見をいただきたいポイント

①交通施策の進捗状況について

・施策の進捗状況
・評価指標の状況

②中間見直しに向けた今後の取組みについて

・関連法令・計画等を踏まえた位置づけの整理
・現状の分析・課題の整理

3 各施策の進捗状況について（基本施策, 施策・事業一覧）

1 多様な交通手段を「つくる」

基本施策	施策・事業	重点	実施主体
(1)多様な公共交通を充実させる	①LRTの導入	◎	行政 交通事業者等
	②バス路線の充実	◎	行政 交通事業者等
	③地域内交通の導入		行政・市民
	④市街地部における生活交通の確保	◎	行政・市民
(2)公共交通や自動車 が円滑に通行できる幹線 道路等を整備する	①都市計画道路の整備	◎	行政
	②スマートインターチェンジの整備	◎	行政
(3)自転車や歩行者が快 適に移動できる環境を 整備する	①自転車走行空間や歩行者空間の整備	◎	行政
	②シェアサイクルの充実		行政 交通事業者等

3 各施策の進捗状況について（基本施策, 施策・事業一覧）

2 交通手段と交通手段を「つなぐ」

基本施策	施策・事業	重点	実施主体
(1)多様な交通手段の乗り換え施設を整備する	①トランジットセンターの整備	◎	行政
	②鉄道駅周辺の交通環境の整備		行政
	③バスと地域内交通との乗り継ぎポイントの整備		行政
	④パーク＆ライド施設の整備		行政 交通事業者等
	⑤サイクル＆ライド施設の整備		行政 交通事業者等
(2)他の交通手段への乗り換えを円滑にする	①公共交通の運賃負担の軽減	◎	行政 交通事業者等
	②乗り継ぎに配慮した運行ダイヤの編成		交通事業者等
	③交通ICカードの導入	◎	行政 交通事業者等

3 各施策の進捗状況について（基本施策, 施策・事業一覧）

3 状況に応じて適切に交通手段を「つかう」①

基本施策	施策・事業	重点	実施主体
(1)公共交通をより便利で快適にする	①バスの定時性・速達性の向上	◎	行政 交通事業者等
	②バスの運行時間帯の拡大		行政 交通事業者等
	③公共交通の運賃負担の軽減 【再掲】	◎	行政 交通事業者等
	④企画乗車券の充実		行政 交通事業者等
	⑤バスの待合環境の充実		行政 交通事業者等
(2)公共交通に関する案内情報を充実させる	①公共交通の案内情報の提供		行政 交通事業者等
	②バスの運行情報の提供	◎	行政 交通事業者等
	③公共交通の案内サインの充実	◎	行政 交通事業者等
	④バスの方面別系統番号の導入		行政 交通事業者等

3 各施策の進捗状況について（基本施策, 施策・事業一覧）

3 状況に応じて適切に交通手段を「つかう」②

基本施策	施策・事業	重点	実施主体
(3)安全・安心な交通環境を整備する	①ノンステップバスやユニバーサルデザインタクシーの導入促進		行政 交通事業者等
	②交通施設のバリアフリー化の推進	◎	行政 交通事業者等
	③交通安全に関する市民意識啓発の推進		行政 交通事業者等
(4)自動車から公共交通へ移動手段を転換する	①モビリティ・マネジメント施策の推進	◎	行政 交通事業者等
	②公共交通の「おもてなし」の向上		行政 交通事業者等

3 各施策の進捗状況について（基本施策, 施策・事業一覧）

4 交通手段を「ひろげる」

基本施策	施策・事業	重点	実施主体
(1)最新の科学技術を活用して交通を発展させる	①自動運転や安全運転支援装置の公共交通への活用		行政 交通事業者等
	②バス・タクシーへのゼロエミッション車の導入推進	◎	行政 交通事業者等
	③トランジットセンター周辺の低炭素化の推進		行政
(2)新たな移動サービスを活用して交通を充実させる	①公共交通と連携したカーシェアリングの導入		行政 交通事業者等
	②シェアサイクルの充実		行政
(3)広域的な交通ネットワークを充実させる	①LRTの導入【再掲】	◎	行政 交通事業者等
	②広域バス路線の充実	◎	行政 交通事業者等
	③トランジットセンターの整備【再掲】	◎	行政
	④スマートインターチェンジの整備【再掲】	◎	行政
	⑤周辺市町と連携した交通施策の推進		行政 交通事業者等

3 各施策の進捗状況について（令和5年6月末時点 重点事業を中心に掲載）

1 多様な交通手段を「つくる」 (1)多様な公共交通を充実させる

LRTの導入

- ・ JR宇都宮駅東側においてLRTが今年8月26日に開業
- ・ 令和4年8月にJR宇都宮駅西側のLRT整備区間を公表



JR宇都宮駅東口



JR宇都宮駅西側のLRT導入ルート

バス路線の充実

- ・ LRT開業と合わせたJR宇都宮駅東側バス路線再編に向け、バス停やバス路線マップの作成、市民周知などを進めている。



バス路線再編内容の周知資料の作成



オープンハウスの様子(ベルモール)

3 各施策の進捗状況について（令和5年6月末時点 重点事業を中心に掲載）

1 多様な交通手段を「つくる」

(2)公共交通や自動車が円滑に通行できる幹線道路等を整備する

都市計画道路の整備

・都市の骨格を成す3環状12放射からなる幹線道路をはじめ、拠点間を結ぶ道路ネットワークの整備を進めている。

スマートインターチェンジの整備

・令和7年度の開通を目指し、（仮称）大谷スマートICの用地関連業務（調査、用地取得等）を進めている。



都市計画道路3・3・105号(産業通り) 全線開通 R2.10



国道119号(宇都宮環状北道路) 立体完成 R4.7



(仮称)大谷スマートIC整備

3 各施策の進捗状況について（令和5年6月末時点 重点事業を中心に掲載）

1 多様な交通手段を「つくる」 (3)自転車や歩行者が快適に移動できる環境を整備する

自転車走行空間 や歩行空間の整備

- ・ 自転車走行帯や矢羽根型路面標示などの整備を進めている。
- ・ 歩行空間について、自転車と分離することや、歩道の段差を解消するなど、整備を進めている。

シェアサイクル の充実

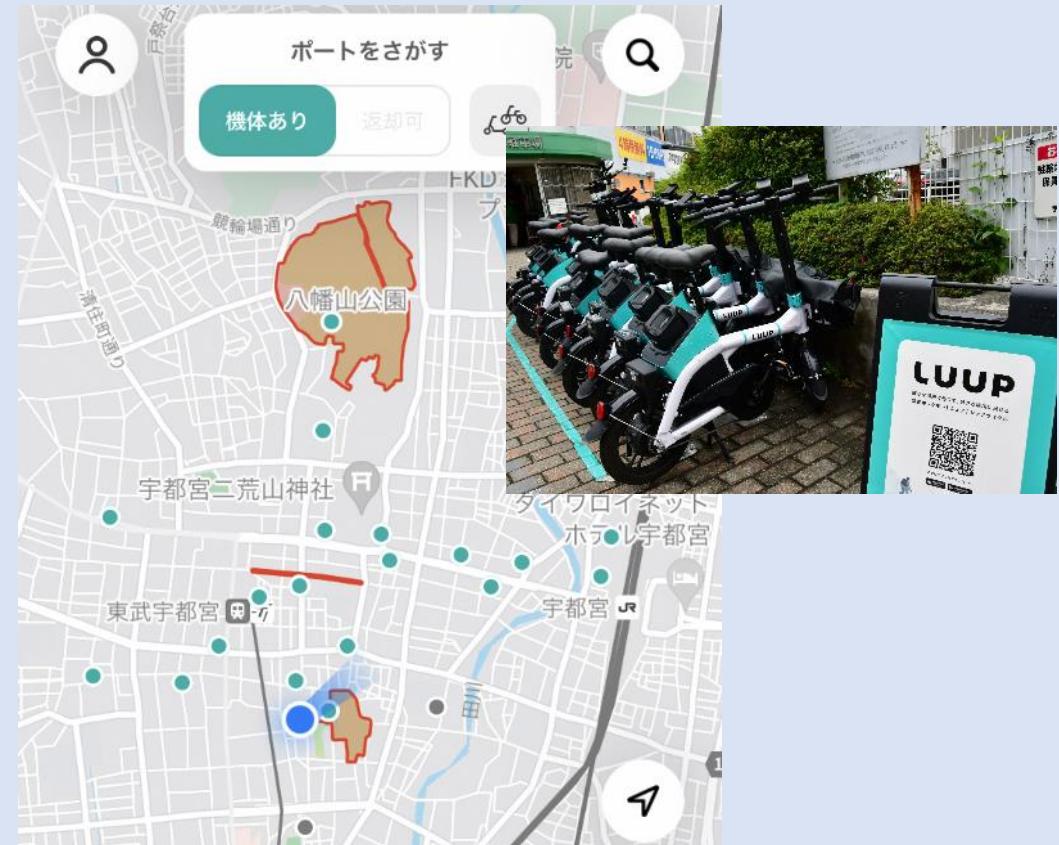
- ・ 鉄道駅やバス停留所等から目的地までのラストワンマイルを支える交通手段として、令和4年度から電動アシスト付き自転車等のシェアリングサービスの実証実験を実施中



矢羽根型路面標示



歩道バリアフリー化工事(宇都宮向田線)



シェアリングサービスの実証実験 設置ポート23箇所
(電動アシスト付き自転車・電動キックボード)

3 各施策の進捗状況について（令和5年6月末時点 重点事業を中心に掲載）

2 交通手段と交通手段を「つなぐ」

(1)多様な交通手段の乗り換え施設を整備する

トランジットセンターの整備

- ・ L R T 開業に向けて、各トランジットセンターの供用開始準備を進めている。
- ・ 駅西側について、桜通り十文字交差点付近等における交通結節機能や施設規模などについて検討を進めている。

鉄道駅周辺の交通環境の整備

- ・ J R 宇都宮駅東口において、令和4年に複合施設「ウツノミヤテラス」や、交流施設「ライトキューブ宇都宮」、交流広場「宮みらいライトヒル」の供用を開始
- ・ J R 宇都宮駅西口駅前広場について、交通基盤施設の機能や規模、配置について検討を進めている。



清原地区市民センター前トランジットセンター



JR宇都宮駅東口

3 各施策の進捗状況について（令和5年6月末時点 重点事業を中心に掲載）

2 交通手段と交通手段を「つなぐ」

(2)他の交通手段への乗り換えを円滑にする

公共交通の運賃負担の軽減

・日中のバス1乗車における上限400円の上限運賃制度やバスと地域内交通との乗継割引制度を導入

交通ICカードの導入

・令和3年3月に全国初となる地域連携ICカード「totra」を導入



地域連携ICカード「totra」

公共交通はひとつでも、組み合わせてもおトク!

バスの上限運賃制度
バスで、どこまで乗っても1乗車(片道) **400円以内** (条件あり)

乗継割引制度
組み合わせて、どこから乗っても街ナカまで **500円以内** (条件あり)

健康診断に行く鈴木さん
健康診断のための運賃割引サービスも上手に組み合わせて使って街ナカへ。浮いたお金で孫にお土産を買って帰ろう!
①地域内交通 300円
②バス 690円
これまで 合計990円
乗継割引 制度適用時 上限運賃 500円
490円おトク!

家族で映画鑑賞に行く手塚さん
休みの日は家族で映画館に。街ナカのらよい乗りでもおトクに!
①バス 220円
②LRT 150円
これまで 合計370円
乗継割引 制度適用時 270円
100円おトク!

街ナカにショッピングに行く加藤さん
地域内交通もLRTもバリアフリーで快適に移動。宇都宮駅周辺でショッピングしてリフレッシュ!
①地域内交通 300円
②LRT 300円
これまで 合計600円
乗継割引 制度適用時 400円
200円おトク!

街ナカから大谷観光へ行く斎藤さん
LRTで宇都宮駅へ!駅で待ち合わせしてからバスに乗り換えて大谷観光へ。
①LRT 150円
②バス 460円
これまで 合計610円
乗継割引 制度適用時 450円
160円おトク!

広がるおトク!
宇都宮駅を境とした場合、現在400円以内で移動できるエリア

これまで400円以内で移動できたエリア

例えば、この区間がぜんぶ400円!

- 藤井地区から、二荒山神社へ
これまで 850円
乗継割引 制度適用時 450円
400円おトク!
- 上河内地区から、ショッピングに
これまで 720円
乗継割引 制度適用時 320円
400円おトク!
- 街ナカから、らまんちゅく村へ
これまで 650円
乗継割引 制度適用時 250円
400円おトク!

4つの✓を満たすと適用されます

- ✓交通系ICカードを利用 (SuicaやPASMOなども対象となります)
- ✓宇都宮市内の乗り降り
- ✓午前9時から午後4時 (営業時間の適用があります)
- ✓定期券利用者は対象外

ご自宅近くのバス停は、乗車券の「別冊 乗ろうよ!」でご覧ください。

さらに、市内ならどこから乗ってもどこまで行っても500円以内のサービスを計画中!

地域連携ICカード「totra」を活用した運賃負担軽減策

3 各施策の進捗状況について（令和5年6月末時点 重点事業を中心に掲載）

3 状況に応じて適切に交通手段をつかう (2)公共交通に関する案内情報を充実させる

バスの運行情報の提供

- ・バスロケーションシステムを活用し，JR宇都宮駅西口等に設置されたバス接近表示機で運行情報を発信
- ・ホームページやグーグルマップでもリアルタイムのバスの運行情報を提供

公共交通の案内サインの充実

- ・バスの行先方向幕への英語表記を順次追加
- ・公共交通の乗り場案内についてデジタルサイネージを活用



バスロケーションシステム
(JR宇都宮駅西口)



バスロケーションシステム
(スマートフォン画面)



デジタルサイネージを活用した乗り場案内
(JR宇都宮駅西口)



3 各施策の進捗状況について（令和5年6月末時点 重点事業を中心に掲載）

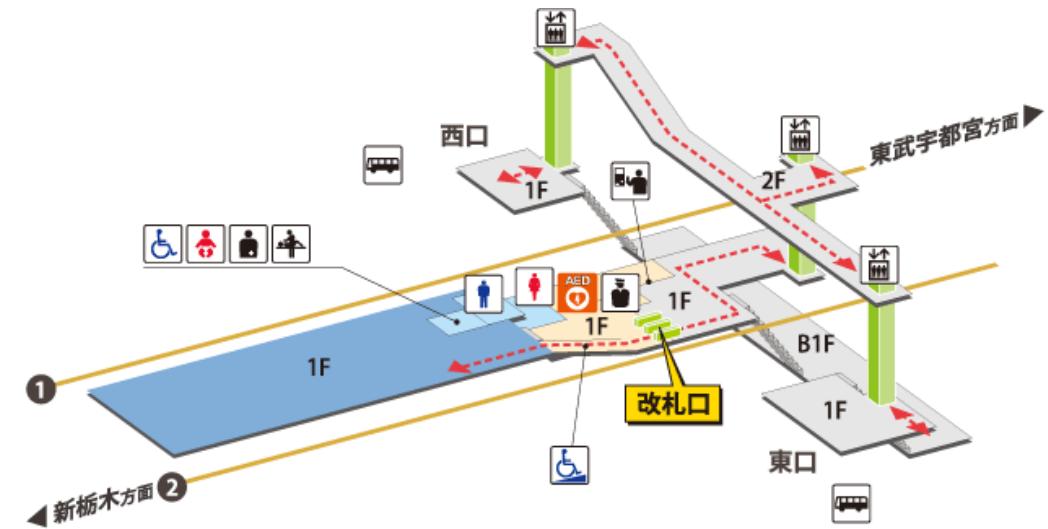
3 状況に応じて適切に交通手段をつかう (3)安全・安心な交通環境を整備する

交通施設の バリアフリー化 の推進

- ・バリアフリーに対応したLRT停留所やトランジットセンターを整備
- ・令和3年度には東武西川田駅にてエレベーターを整備



LRT車両・停留場におけるバリアフリー



東武西川田駅 構内図

ノンステップバス やユニバーサルデ ザインタクシーの 導入推進

- ・補助制度を活用し，順次，ノンステップバスやユニバーサルデザインタクシーの導入を進めている。



ノンステップバスの例
(関東自動車)

3 各施策の進捗状況について（令和5年6月末時点 重点事業を中心に掲載）

3 状況に応じて適切に交通手段をつかう (4)自動車から公共交通へ移動手段を転換する

モビリティ・マネジメント施策の実施

・令和4年度より公共交通利用促進運動「Move Next Utsunomiya」を展開（市内イベントと連携した公共交通PRや、市内在住の中学高校生相当世代への「totra」配布、エコ通勤優良事業者の募集、パンフレットの全戸配布等を実施）



小学校でのバスの乗り方教室(10校)



中高生相当世代への「totra」配布(約3万枚)



公共交通促進運動に伴う、ポスター、動画作成、周遊企画の実施



全戸配布パンフレット(約24万部)



エコ通勤優良事業者の募集、参加企業名を掲載したラッピングバス(52社参加)



3 各施策の進捗状況について（令和5年6月末時点 重点事業を中心に掲載）

4 交通を「ひろげる」

(1)最新の科学技術を活用して交通を発展させる

バス・タクシーへのゼロエミッション車の導入推進

- ・水素等の先端環境技術の活用に向け、水素ステーション整備について国・県と意見交換を実施
- ・路線バスやタクシーを対象とした「公共交通脱炭素化普及促進事業費補助金」を創設、令和5年度から運用開始

自動運転や安全運転支援装置の公共交通への活用

- ・栃木県ABCプロジェクトにおいて、令和4年度に「西川田駅東口～総合グラウンド」間を結ぶ路線の自動運転の実証実験を実施
- ・地域内交通の予約・配車システムの運用を令和5年3月より順次開始



栃木県ABCプロジェクト「西川田駅東口～総合グラウンド」



地域内交通の予約配車・システム

3 各施策の進捗状況について（令和5年6月末時点 重点事業を中心に掲載）

4 交通を「ひろげる」

(2)新たな移動サービスを活用して公共交通を充実させる

公共交通と連携したカーシェアリングの導入

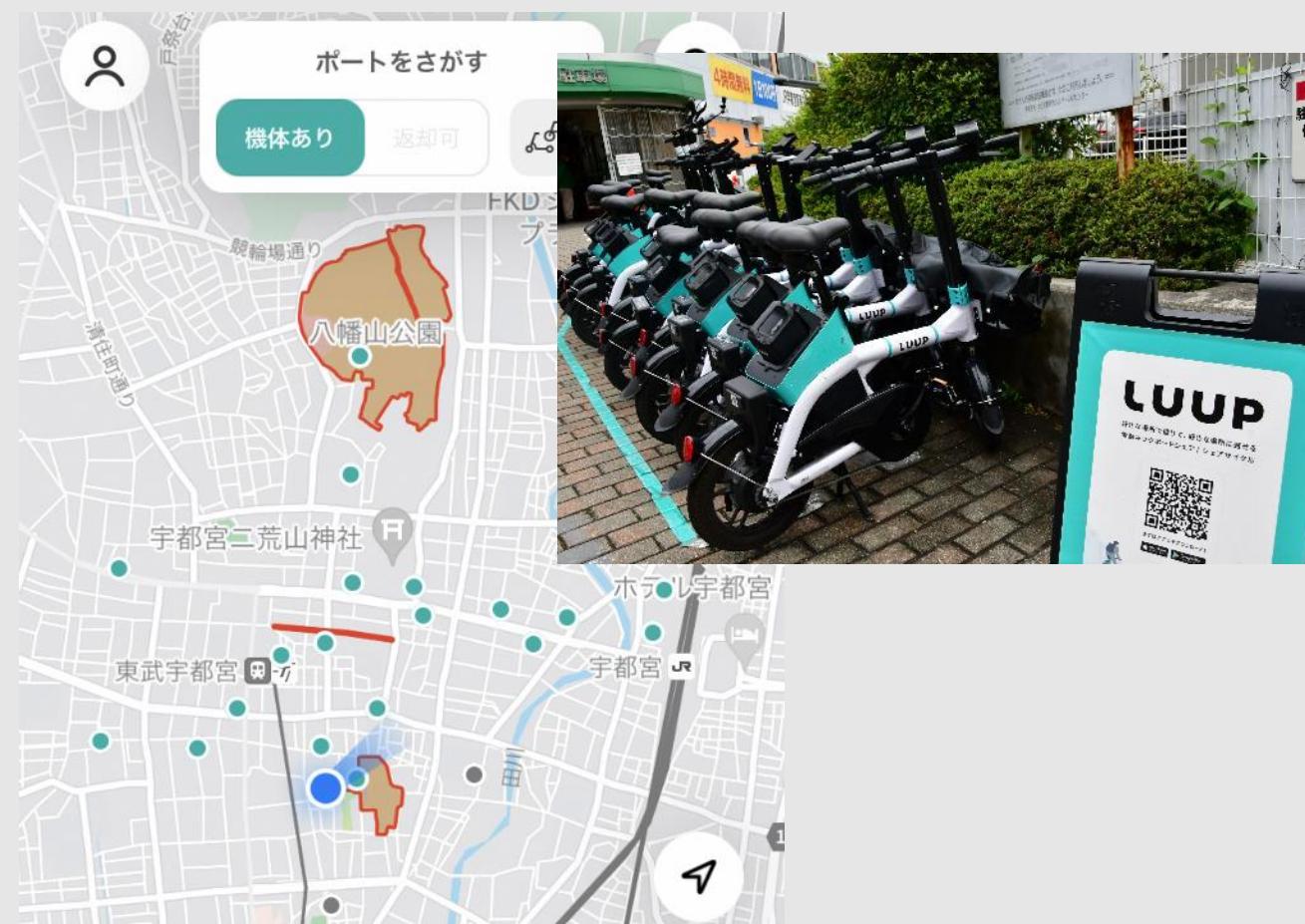
・ 遊休社用車・敷地のカーシェアリング事業を実施中

シェアサイクルの充実【再掲】

・ 電動アシスト付き自転車や電動キックボードのシェアリングサービスの実証実験を実施中



遊休社用車・敷地のカーシェアリング



シェアリングサービスの実証実験 設置ポート23箇所 (電動アシスト付き自転車・電動キックボード)

3 各施策の進捗状況について（令和5年6月末時点 重点事業を中心に掲載）

4 交通を「ひろげる」

(3)広域的な交通ネットワークを充実させる

広域バス路線の充実

・ L R T 導入後の広域バス路線の運行内容についてバス事業者等の関係機関と調整を行い、「芳賀・宇都宮東部地域公共交通利便増進実施計画」を策定

周辺市町と連携した交通施策の推進

・ 3市5町と県，交通事業者などから構成される「県央地域公共交通利活用促進協議会」において，L R Tの車両・車両基地見学会やイベント時のブース出展，SNSを活用した情報発信などを実施



LRTの車両・車両基地見学会



駅東口まちびらきイベント時のブース出展



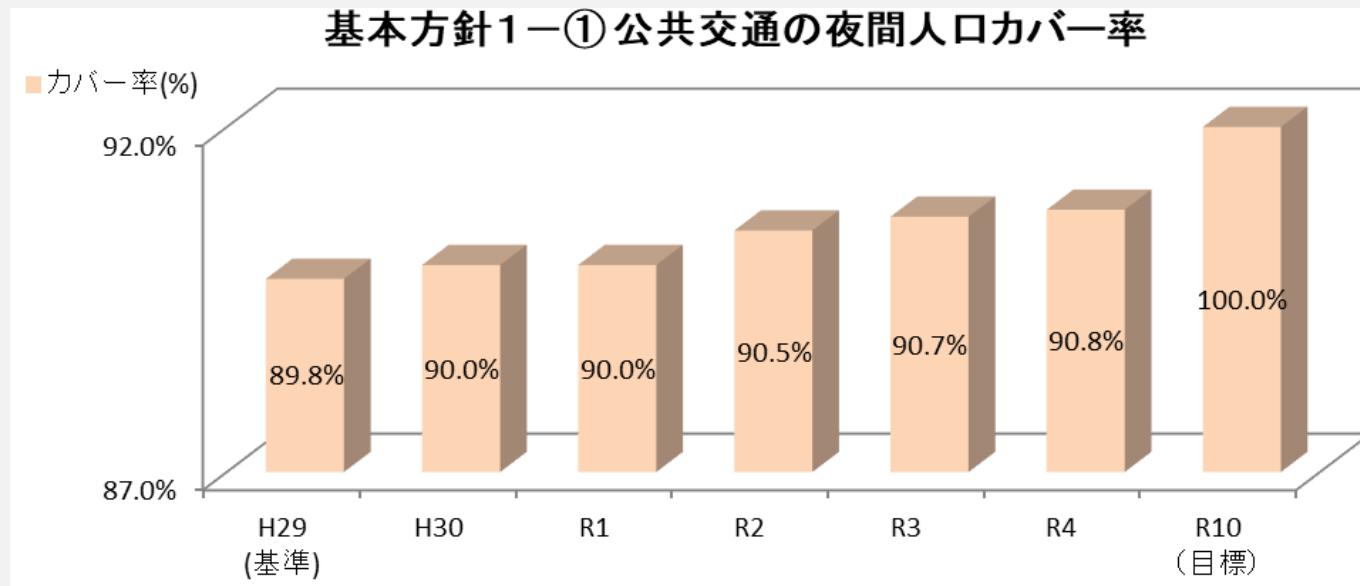
Instagram等での情報発信

4 評価指標の状況確認

基本方針	評価指標	戦略策定時 (H29年度)	現況値 (R4年度)	目標値 (R10年度)	状況
つくる	公共交通夜間人口 カバー率	89.8%	90.8%	100%	着実に進捗
	都市計画道路の 整備率	71.2%	71.8% ※72.6%(R3年度) (※29年度の計画 延長に基づく整備率)	72.7% (R4年度)	着実に進捗
	自転車走行空間の 整備延長	40.0km	65.7km	72.1km (R4年度)	令和4年度時点の目標値 の約9割を達成し、着実に 整備を進めている。
つなぐ	都心部と各拠点間 の公共交通による 移動時間	平均47分	平均53分	平均31分	新型コロナウイルス感染症 の影響による減便に よって待ち時間が増加
	都心部と各拠点間の 公共交通の運賃負担	最大800円	最大400円	最大500円 以下	達成
	交通ICカードによる 運賃支払いの割合	未導入	82.4%	90.0%	着実に進捗
つかう	公共交通の 年間利用者数	3,353万人 ※H28年度	2,507万人(R3年度)	3,600万人	進捗していたものの、新型 コロナウイルス感染症の影 響により減少
	交通での移動に関する 市民満足指標 ①公共交通NWの充実 ②道路NWの充実 ③自転車のまち宇都宮の 推進	①25.1% ②39.1% ③26.1%	①24.0% ②29.6% ③22.1%	①38.4% ②52.4% ③39.9%	策定時に比べ減少
	人にやさしいバスの 導入率	53.2%	66.5%	77.6%	着実に進捗
ひろげる	交流人口 (観光入込客数)	1,499万人	1,078万人	1,550万人 (R4年度)	進捗していたものの、新型 コロナウイルス感染症の影 響により減少

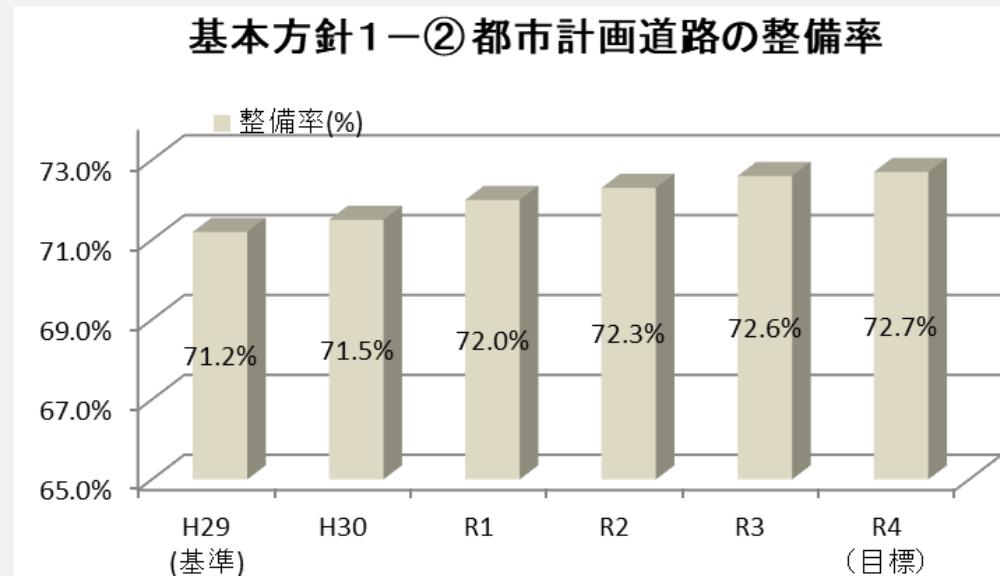
4 評価指標の状況確認 基本方針1 「つくる」

公共交通の夜間人口カバー率



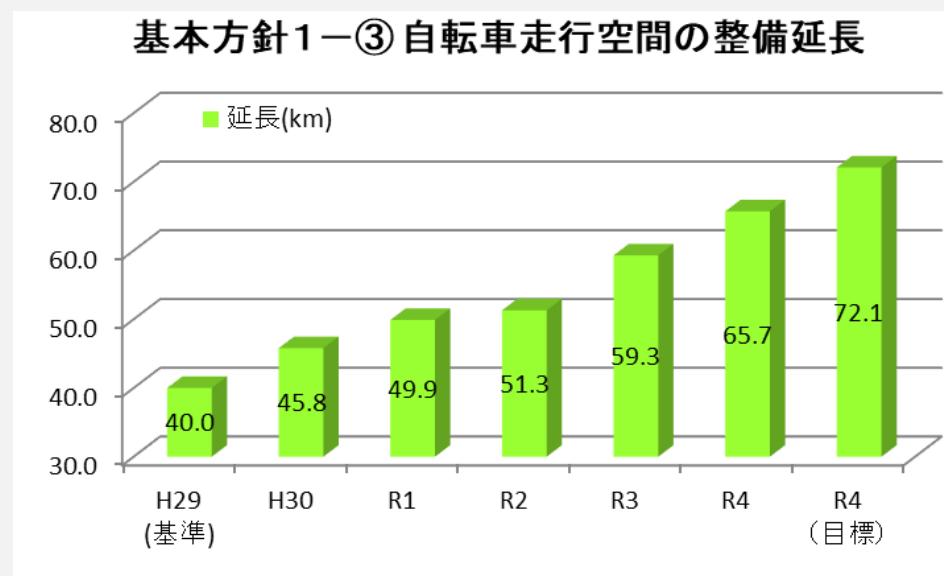
- ・市街地部で地域内交通が導入されるなど、公共交通ネットワークの構築に取り組んでいるため少しずつ進捗している。
- ・今後、LRT開業と合せたバス路線再編実施や地域内交通の導入地区の拡大により、さらにカバー率が向上することが想定される。

都市計画道路の整備率



- ・産業通りや国道119号(宇都宮環状北道路)などの整備完了により、順調に進捗
- ・引き続き、NCC形成の観点などから拠点間を結ぶ道路や交通結節点にアクセスする道路など、優先順位をつけ、整備を進めていく。

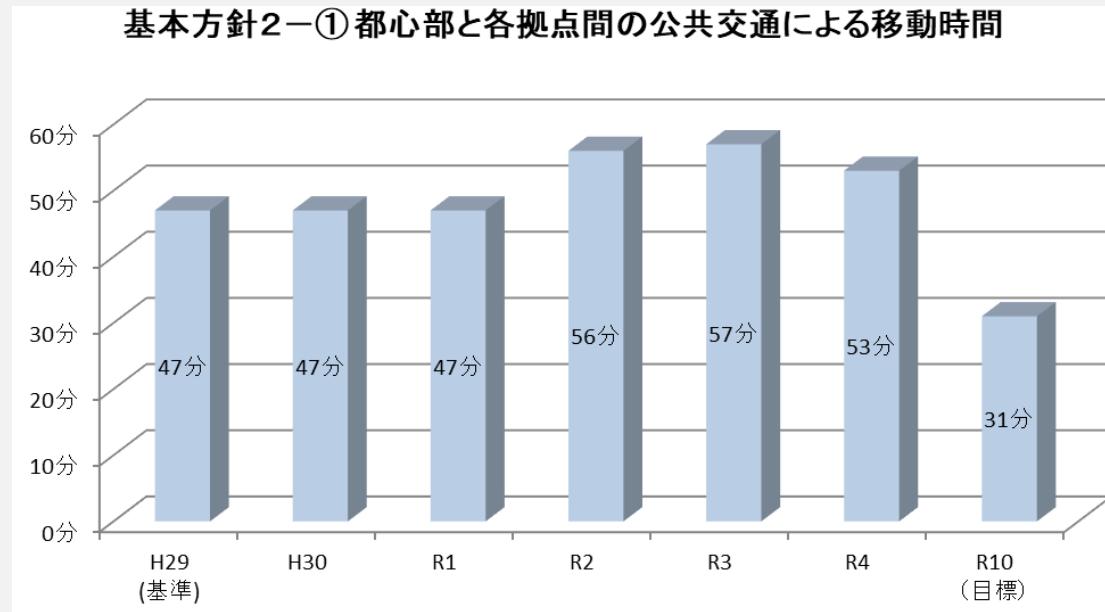
自転車走行空間の整備延長



- ・令和4年度時点の目標値の約9割を達成し、着実に整備を進めている。
- ・令和3年度に策定した「第2次自転車ネットワーク計画」に基づき、目標値の見直しを行った上で、引き続き整備を推進していく。

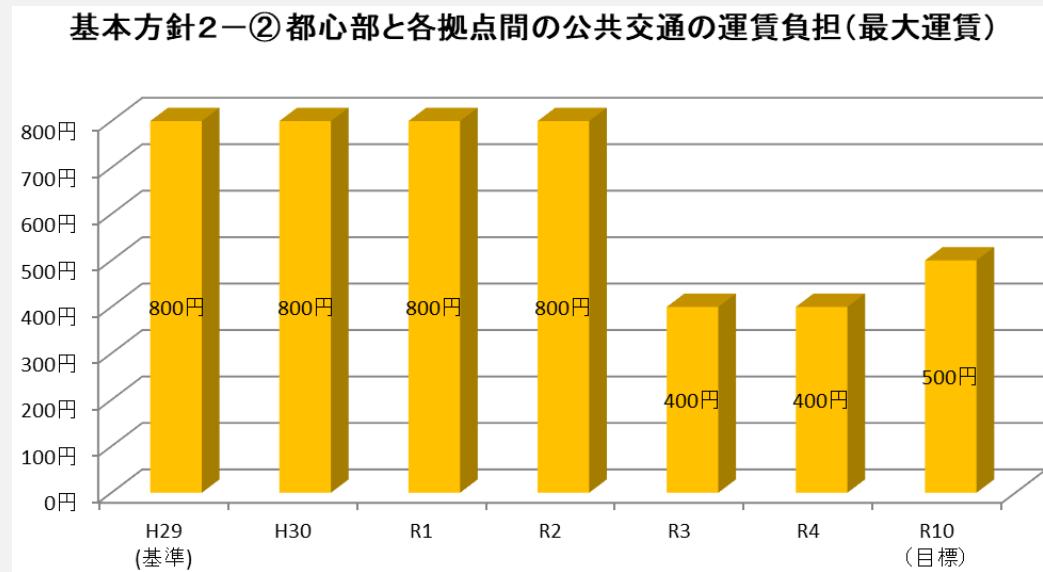
4 評価指標の状況確認 基本方針2 「つなぐ」

都心部と各拠点間の公共交通による移動時間



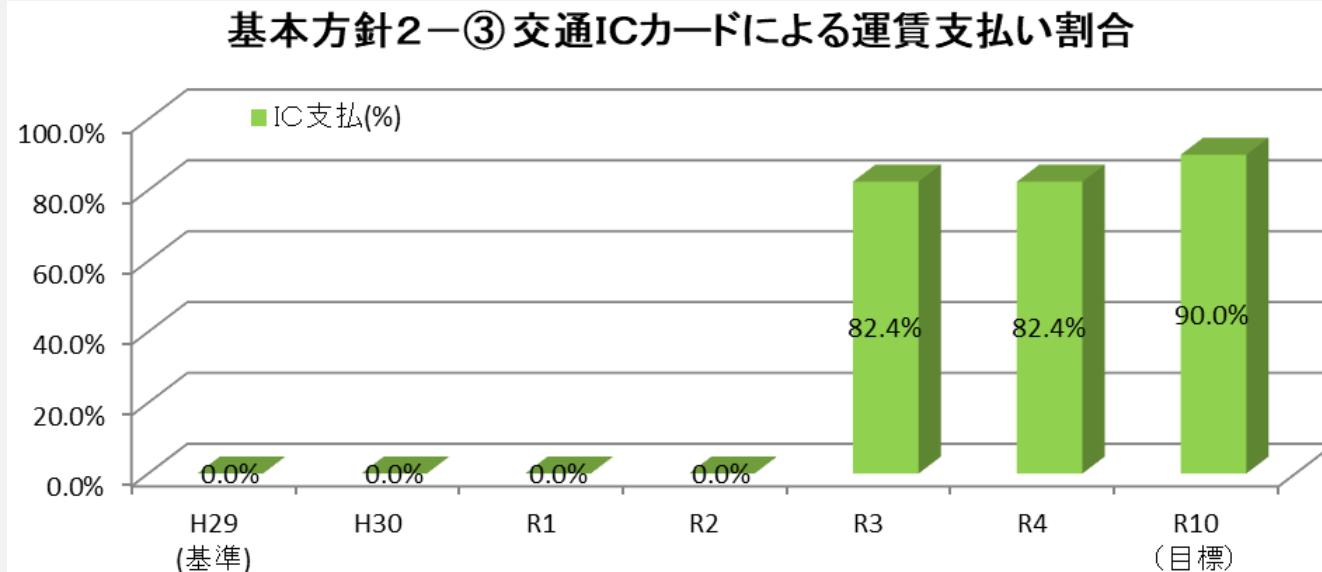
- ・新型コロナウイルス感染症の影響等による鉄道やバスの運行本数の減少により、基準年と比較し、移動時間が増加
- ・LRT開業やバス路線再編により、東部エリアにおける移動時間の短縮が想定される。

都心部と各拠点間の公共交通の運賃負担



- ・令和3年度に、日中のバス1乗車あたり上限400円以内とする「上限運賃制度」を導入したことにより、目標を達成
- ・さらなる運賃負担軽減に向け、「市内のどこから乗っても、どこまでも行っても実質500円以内」の実現に向けて取組みを進めていく。

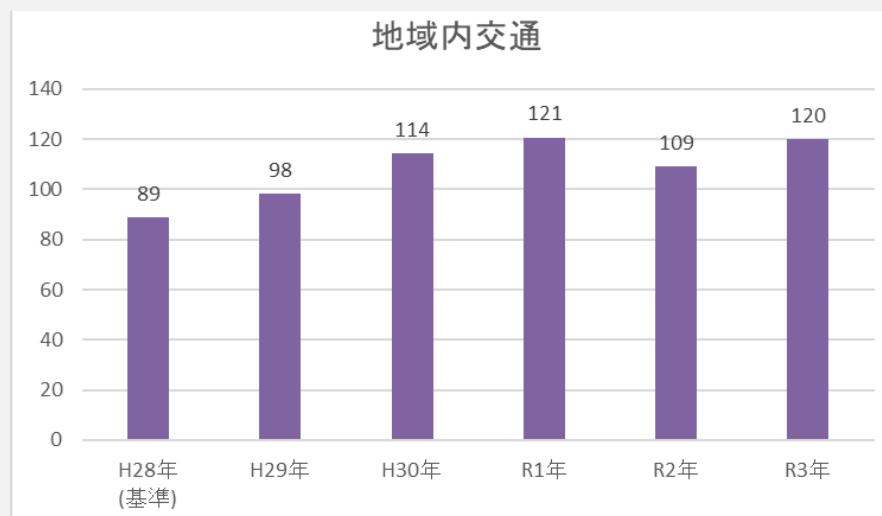
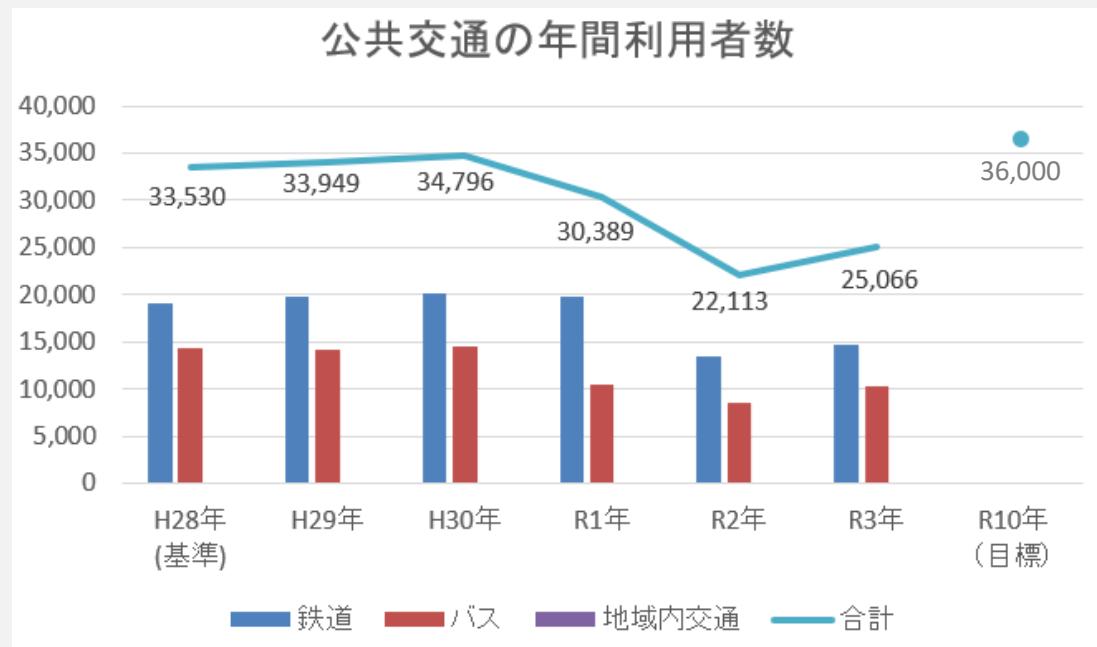
交通ICカードによる運賃支払いの割合



- ・ICカードによるバスの運賃支払割合は8割となっているものの、地域内交通における運賃支払い割合は2割程度の状況
- ・引き続き「乗り継ぎ割引制度」など地域連携ICカード「totra」の利便性について、周知を図っていく。

4 評価指標の状況確認 基本方針3 「つかう」 ①

公共交通の年間利用者数



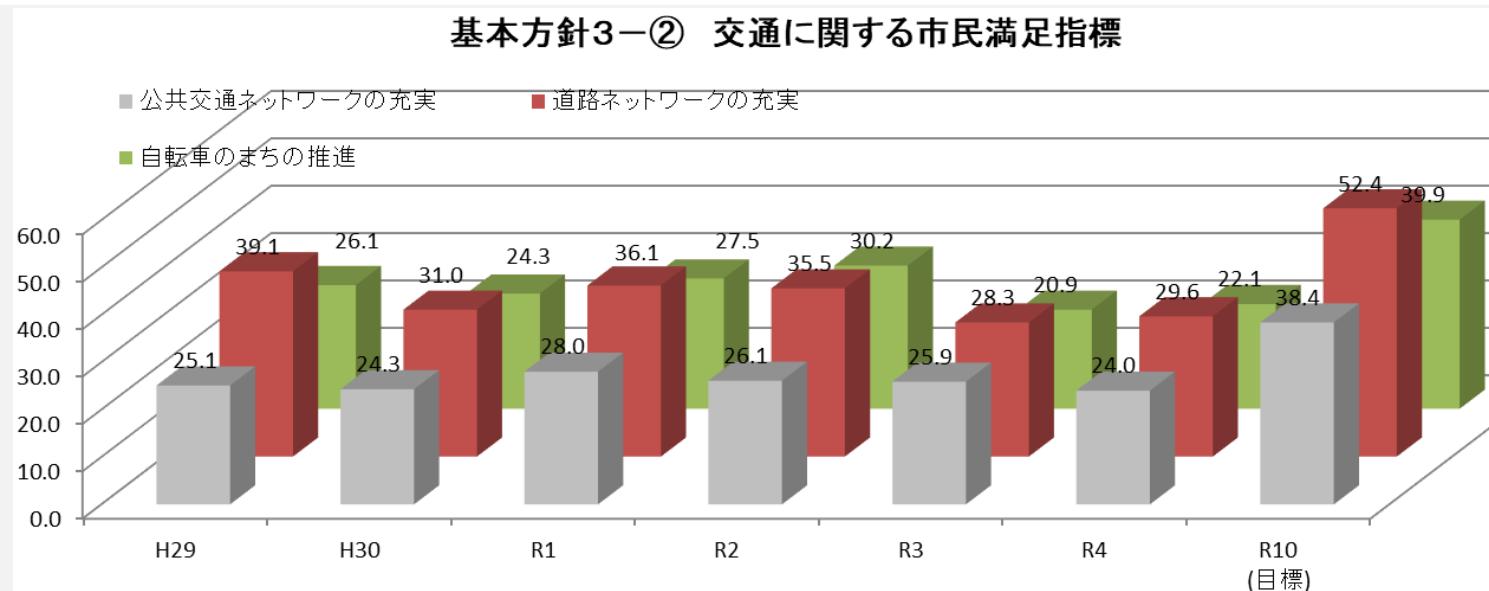
・公共交通の年間利用者数について、コロナ禍以前は、景気動向に加えて、公共交通ネットワークの充実や各種モビリティマネジメント事業などに取り組んできたことから微増傾向であった。

・コロナの流行による、外出自粛等の影響により、利用者数は大きく減少したところであるが、行動制限の緩和に加え、宇都宮市において公共交通機関における感染症対策や、「バスの上限運賃制度」などの運賃負担軽減策に取り組んできたこともあり、直近では回復傾向

・地域内交通は、鉄道やバスと比べ、コロナの流行時期においても、日常生活に欠かせない移動手段として利用され、若干の減少に留まっている。

交通での移動に関する市民満足指標

- ①公共交通NWの充実
- ②道路NWの充実
- ③自転車のまち宇都宮の推進

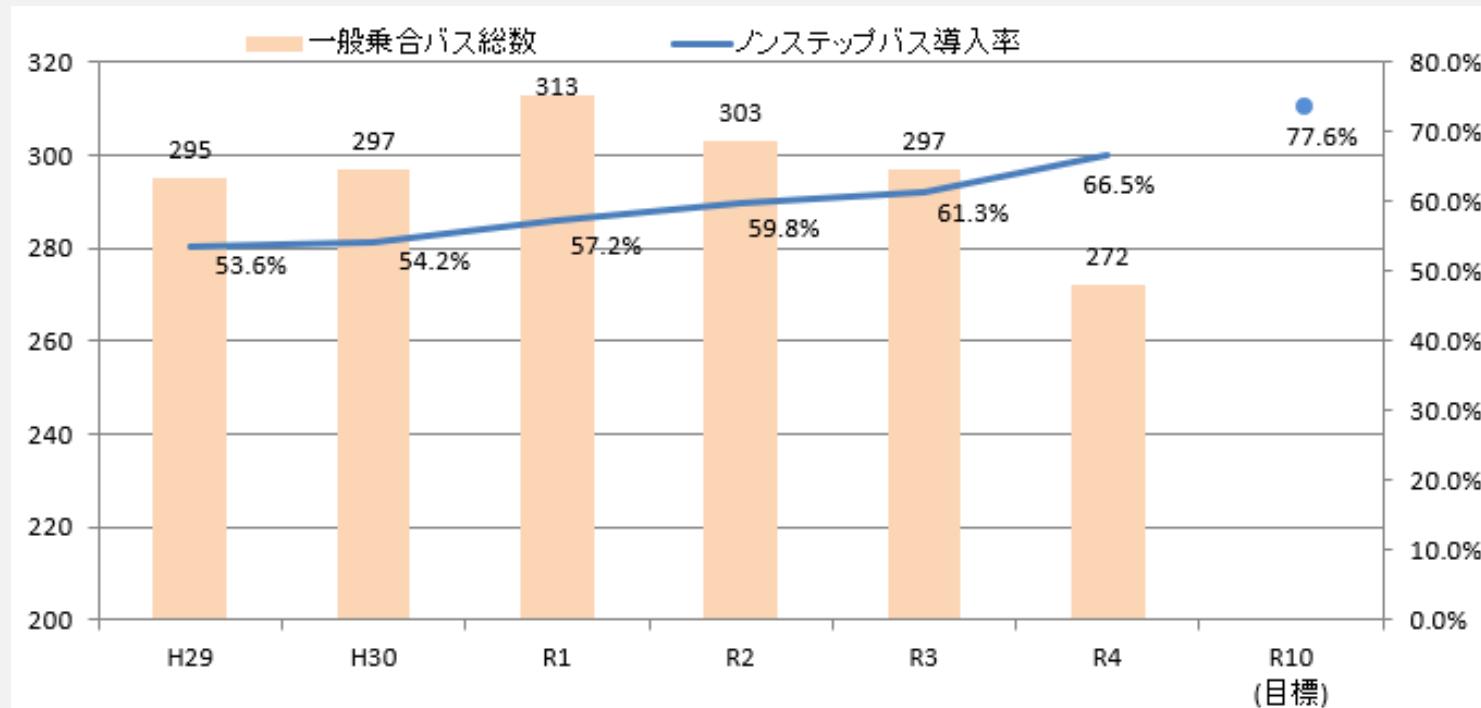


・計画策定当初に比べ、低下している状況

・アンケート回答者の内、大半が中年層、高齢層が占めている状況などから、評価指標の見直しについても今後検討が必要

4 評価指標の状況確認 基本方針3 「つかう」 ②

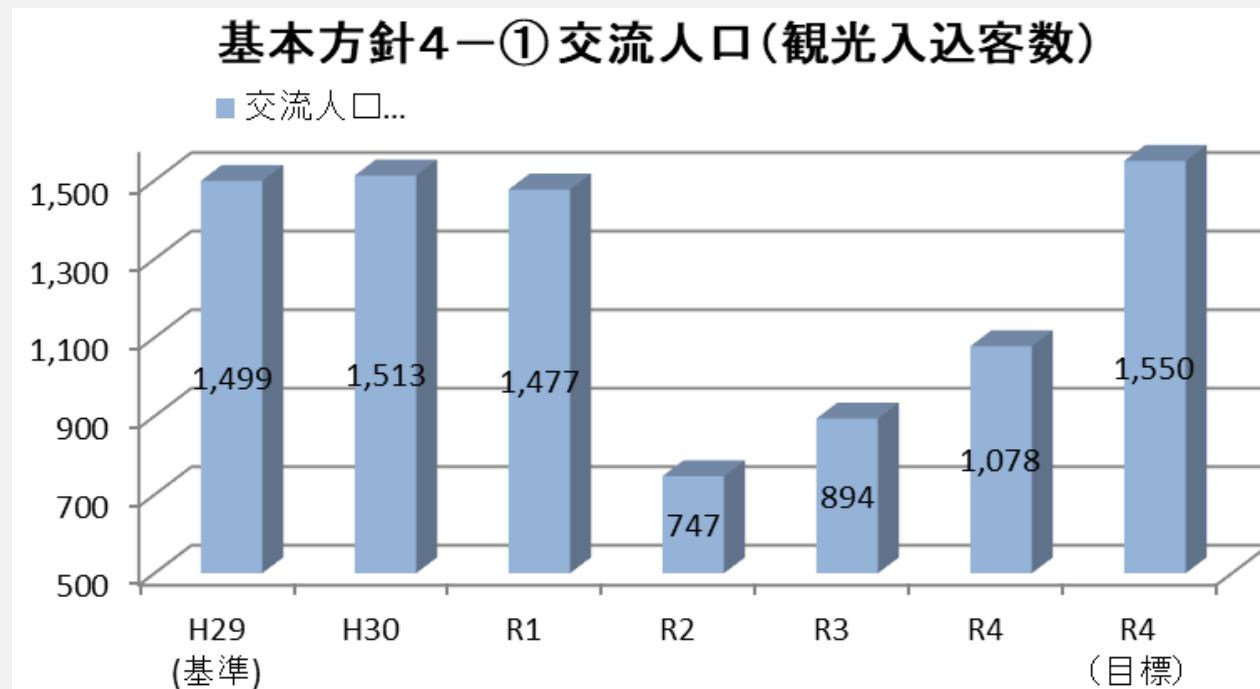
人にやさしいバスの導入率



・毎年、ノンステップバスの導入を進めており、バス総数は減少しているものの、内訳に占めるノンステップバスの割合は増加している。

基本方針4 「ひろげる」

交流人口 (観光入込客数)



・新型コロナウイルス感染症の流行に伴う外出自粛等の影響により、利用者数は大きく減少したものの、現在は回復傾向

・令和4年度に策定した「第3次宇都宮市観光振興プラン」の内容などを踏まえながら、評価指標の見直しを行う。

5 法改正・栃木県の動向

内容

地域公共交通 活性化再生法 (R2改正)

- ・ 「地域公共交通計画」の策定の努力義務化
- ・ 持続可能な公共交通の実現の実現に向けた, 定量的な目標設定, 評価の努力義務化
- ・ 「地域公共交通計画」と乗合バス等の補助制度の連動化
- ・ 輸送資源の総動員による移動手段の確保

地域公共交通 活性化再生法 (R5改正)

- ・ 「地域の関係者相互間連携に関する事項」の記載の努力義務化
- ・ バス・タクシー等地域公共交通事業者の再構築に関する仕組みの拡充
(公共交通分野におけるDX, GXなど)

栃木県地域 公共交通計画 の策定

- ・ 栃木県は, 令和5年度に全県版の「地域公共交通計画」の策定を予定

【役割分担】

栃木県: 市町を連携する広域的な公共交通ネットワークを検討

市町 : 基本的に市町内の公共交通ネットワークを検討

6 現行計画策定後の新たな関連法令・計画等①

宇都宮市
みんなでつなげる
公共交通基本条例

R5年3月制定

・ 公共交通の維持及び充実並びに利用の促進を図ることにより、誰もが自由に移動でき、生き生きとした社会生活を送ることができるまちを実現し、さらには、持続可能な都市を形成していくため、市議会が主体となり制定

目的

公共交通の維持及び充実並びに利用の促進について、基本理念を定め、市、議会、市民、事業者及び公共交通事業者の責務等を明らかにするとともに、公共交通の維持及び充実並びに利用の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、市、議会、市民、事業者及び公共交通事業者が連携し、及び協働し、公共交通に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって持続可能な都市の形成に寄与することを目的とする。

責務・役割

- **市の責務**
 - ・ 施策を主体的かつ総合的に策定し、推進する責務を有する。
 - ・ 各関係主体その他関係機関の理解を深め、協力を得るよう努めなければならない。
 - ・ 市民及び事業者に対し、意識の啓発に努めなければならない。
 - ・ 市民、事業者又は公共交通事業者が行う取組に対し、必要な支援に努めなければならない。
- **議会の責務**
 - ・ 市民及び事業者と連携し、施策の策定及び推進に関わるものとする。
- **市民の役割**
 - ・ 施策の推進に協力するよう努めるものとする。
 - ・ 公共交通を積極的に利用するよう努めるものとする。
- **事業者の役割**
 - ・ 施策の推進に協力するよう努めるものとする。
 - ・ 従業員の通勤等において公共交通の利用を促進するよう努めるものとする。
- **公共交通事業者の役割**
 - ・ 施策の推進に協力するよう努めるものとする。
 - ・ 他の公共交通事業者と連携し、公共交通の利便性を向上させるとともに、市民及び事業者、その情報を積極的に提供し、利用の促進に努めることとする。
 - ・ 利用者の意見を聴き、その運営に反映させるよう努めることとする。
- **各主体に共通した役割**
 - ・ 相互に情報交換を行い、かつ、協力関係を構築するよう努めるものとする。

基本理念

- 公共交通の維持及び充実並びに利用の促進は、次に掲げる事項を基本として行われなければならない。
 - ・ 誰もが自由に移動でき、生き生きとした社会生活を送ることができるまちを実現し、本市の様々なまちづくりに資するという認識の下に行われること
 - ・ 階層性のある公共交通ネットワークの構築によるNCCの形成に必要不可欠であるとの認識の下に行われること
 - ・ 各関係主体の相互の理解の下に、連携し、及び協働して行われること

基本施策

- 市は、各関係主体との連携により、次に掲げる基本施策を推進するものとする。
 - ・ 階層性のある公共交通ネットワークの構築及び交通手段間の連携
 - ・ 公共交通の利便性の向上
 - ・ 安全かつ安心な公共交通環境の整備
 - ・ まちづくり施策と連携した公共交通に関する施策の実施
 - ・ 公共交通による環境への負荷の低減
 - ・ 積極的な公共交通の利用に向けた市民意識の向上

基本施策の推進

- 市は、基本施策を総合的かつ計画的に実行するため、計画を策定しなければならない。
- 市は、計画の策定及び推進に当たっては、各関係主体並びに国、県その他関係機関と意見交換及び並びに協議・調整を行うための体制を整備するものとする。

施行日

令和5年4月1日

6 現行計画策定後の新たな関連法令・計画等②

第6次宇都宮市
総合計画
(後期)

R5年2月策定

・ 概ね2030年頃を見据えた具体的なまちの姿として、「子どもから高齢者まで、誰もが豊かで便利に安心して暮らすことができ、夢や希望がかなうまち『スーパースマートシティ』」の実現を図る計画

【「スーパースマートシティ」の構成イメージ】

持続可能な都市構造である「NCC」を基盤としながら、「地域共生社会」(社会)、「地域経済循環社会」(経済)、「脱炭素社会」(環境)の3つの構成要素が融合し、「人」と「デジタル」を原動力に発展を続けられるまち



人・モノ・情報が行き交う 「地域経済循環社会」

女性や高齢者、障がい者、外国人など誰もが自分の力を最大限に発揮することができるとともに、地域の事業者の成長や地域内での消費・需要の拡大を図るほか、次世代産業の集積や起業支援、大谷やプロスポーツ等の地域資源の活用などにより高い付加価値を創出し、人・モノ・情報の交流をNCCが促進することで、地域内において経済が循環する豊かな社会

絆を深め、共に支え合う 「地域共生社会」

NCCの強みを生かし、性別や国籍、障がいの有無などに関わらず、子どもから高齢者まで、誰もが生きがいを持ち、住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らせるとともに、地域に思いやりがあふれ、絆を深めながら、孤独や孤立に寄り添い、支えられる社会

CO2排出量を実質ゼロとする 「脱炭素社会」

移動しやすく歩いて暮らせるNCCや本市独自の「もったいない」のころのもと、公共交通の利用などによる、脱炭素型ライフスタイルの推進や再生可能エネルギーの地産地消、森林保全などにより、「カーボンニュートラル」を実現し、100年先も輝き続けられる宇都宮を将来世代に残すことができる社会

協働・共創によるまちづくりの担い手となる

「人」づくり (次世代育成・少子化対策の強化)

人口減少・人口構造の変化に対応できる少子化対策や将来のうつのみやを担う若年層に選ばれるまちづくりなど、進学、就職、結婚、出産などの市民のライフイベントに応じた希望を叶える支援を強化します。

市民の誰もがデジタルの恩恵を享受できる

「デジタル」の活用

官民が連携し、市民の誰もがデジタルの恩恵を享受できる環境を構築していくとともに、デジタルによる変革(DX)を通じて、新たなまちの活力を創出するなど、より良い本市の未来(スーパースマートシティ)を共創していきます。

6 現行計画策定後の新たな関連法令・計画等③

**都心部
まちづくりビジョン
R4年2月策定**

・「NCC」の形成をより一層推進するため、LRTを基軸とした公共交通ネットワークと一体となった目指す都心部の姿を描いた「都心部まちづくりビジョン」を策定

【主な取組の方針】

・ LRTなど公共交通の充実による人・交通の流れ、環境変化を見据え、街なかを人中心で居心地が良いことで歩きたくなる、都市空間へと転換することで、まちの価値の向上などを図るウォカブルなまちづくりを推進

II-4 エリア別の将来像

【エリア分けの考え方】

- ・ JR宇都宮駅西側は、地域の成り立ちに応じて、大通り沿線が商店街や繁華街、オフィス街、文教施設が集積する多様な特色を有していることから、それらの特色や地域資源、土地利用としてのまとまり等を踏まえ、大通りを交差する幹線道路等で区分した、3つの「沿線エリア」を設定
- ・ また、沿線の中でも、LRT等により、更に多くの人が行き交う交通結節点となる①横通り十文字、②東武宇都宮駅、③JR宇都宮駅の各周辺と二荒山神社周辺のシンボル空間に「拠点エリア」を設定、エリア別の将来像を整理し、各エリアが持つ個性や魅力、資源を生かしたストーリー性のあるまちづくりを進め、それらをLRTでつなげることで、都心部全体の魅力あるまちの実現につなげていく。

*イメージ(写真等)は他都市の参考事例を掲載

結節点① 横通り十文字周辺
【拠点エリアの将来像】
多くの若者や学生などが行き交う新たな文化が生まれるまち

結節点② 東武宇都宮駅周辺
【拠点エリアの将来像】
中心商業地の玄関口でありLRTと鉄道の結節点として、駅と商店街が一体となったにぎわい・交流が生まれるまち

シンボル空間 二荒山神社周辺
【拠点エリアの将来像】
二荒山神社門前の歴史・文化が薫る、居心地の良い、にぎわい・おもてなしが感じられる、都心部のまちづくりを象徴するまち

結節点③ JR宇都宮駅西口周辺
【拠点エリアの将来像】
50万都市“県都”の玄関口として、都市と水・緑が調和した、にぎわい・豊かさ・風格が感じられるまち

■エリア分けイメージ(交通結節点・沿線など)

沿線① 横通り十文字周辺～東武宇都宮駅周辺
【沿線エリアの将来像】
文教施設が集積し都心部に近い街なか居住地域として便利で暮らしやすいまち

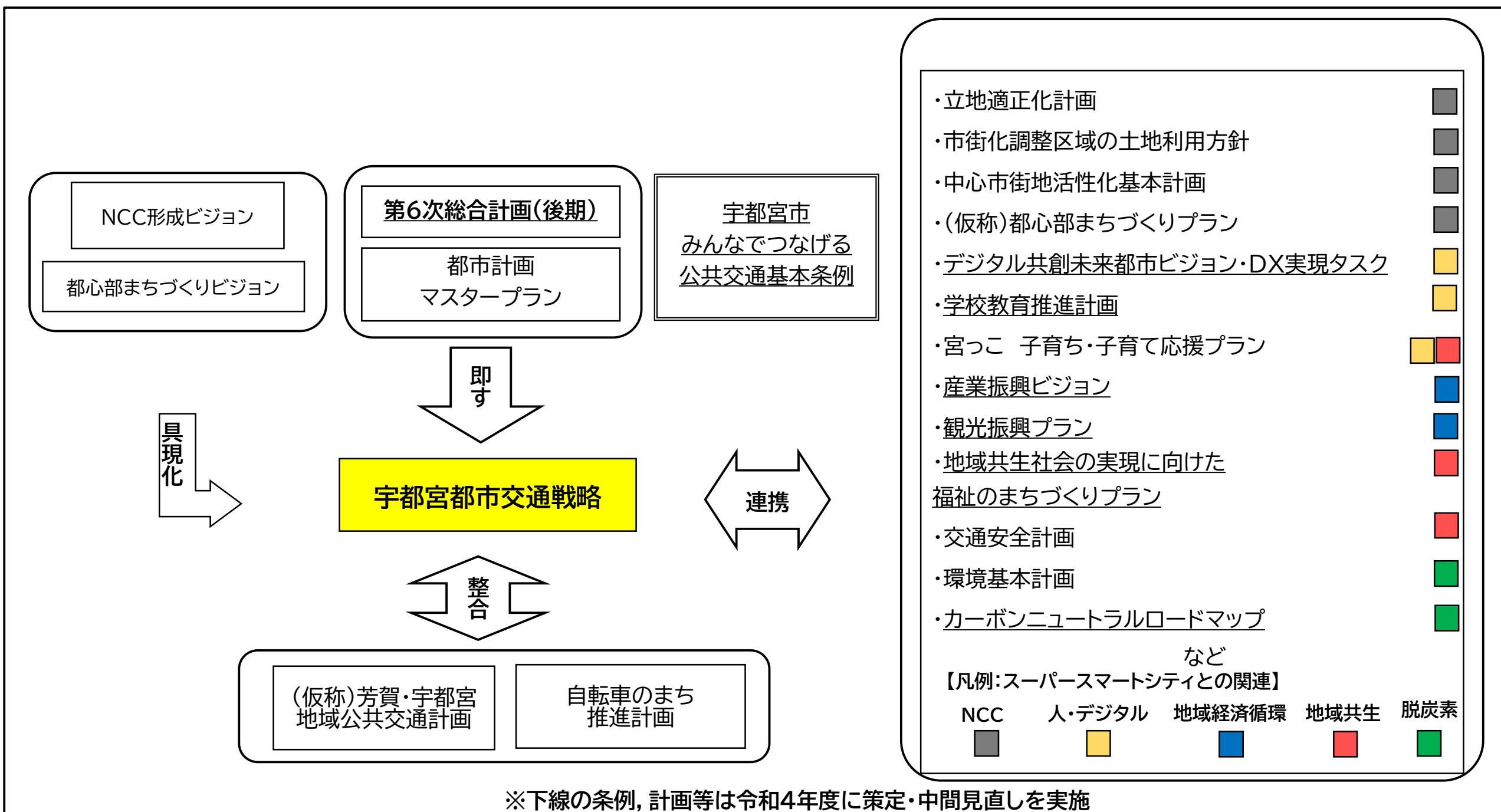
沿線② 東武宇都宮駅周辺～二荒山神社周辺
【沿線エリアの将来像】
歴史・文化から商店街・歓楽街などの資源を生かして都市のにぎわいや多様性が感じられるまち

沿線③ 二荒山神社周辺～JR宇都宮駅西口周辺
【沿線エリアの将来像】
駅から街なかへ来訪者を誘う開放的な街並みと高機能オフィスや病院、大学等が建並ぶ風格ある景観が調和した近未来を想起させるスマートなまち

6 現行計画策定後の新たな関連法令・計画等④

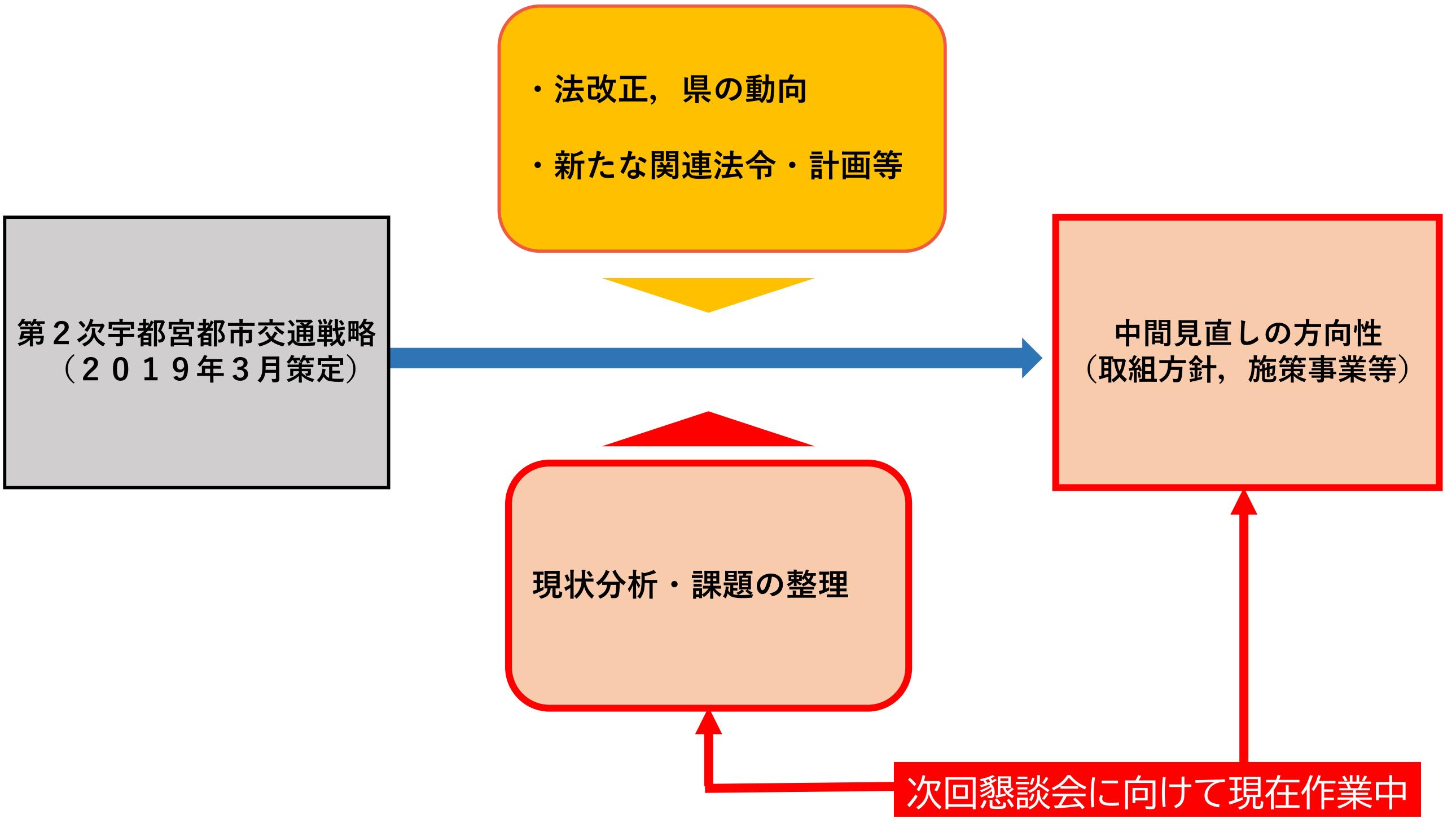
関連法令・計画等を踏まえた位置づけの整理

○ 令和5年度に策定した「第6次宇都宮市総合計画(後期計画)」に掲げる本市の目指すまち「スーパースマートシティ」の基盤となるNCCの着実な形成に向け、本市の交通施策のマスタープランとして、誰もが安心して快適に移動できる総合的な交通ネットワークを構築するとともに、まちづくりと一体となった交通施策を戦略的に推進するための指針となるよう関連計画等との関係性を整理



※下線の条例, 計画等は令和4年度に策定・中間見直しを実施

7 次回の懇談会に向けた取組内容



第2次宇都宮都市交通戦略
(2019年3月策定)

- ・ 法改正, 県の動向
- ・ 新たな関連法令・計画等

中間見直しの方向性
(取組方針, 施策事業等)

現状分析・課題の整理

次回懇談会に向けて現在作業中

7 次回の懇談会に向けた取組内容

現状分析・課題の整理 にあたっての視点

時代潮流の変化等を踏まえた現状分析・課題の見直し

・現行計画策定後、「人口減少・少子超高齢化の進行」や「デジタル化の急速な進展」、「脱炭素社会構築に向けた要請の高まり」、「新型コロナウイルス感染症等による人々の価値観等の変容」などの変化は、市民の活動・意識や都市・地域形成等に大きな影響を与えている可能性があるため、これらの動向を分析した上で、現行計画に定めている施策事業等への影響を確認し、課題の見直しを行う。

NCCの形成状況の分析

・NCCの形成に向けて、「立地適正化計画」策定後の進捗状況等を踏まえるとともに、公共交通サービスについて、地区ごとに、公共交通のカバー圏域だけでなく、運行本数や運行時間帯などから通院や買い物等で目的地まで行って、帰ってくることができるかなどについても確認

本市の強み・弱みの分析

・市民の暮らしやすさと幸福感を数値化・可視化する「地域幸福度(Well-being)指標※」を活用し、他都市と比較をしながら、本市の強み・弱みなど、まちの特徴を分析し、市民の生活をより良いものにしていくために、交通施策で貢献できる内容について整理

※地域幸福度(Well-Being)指標・・・客観指標と主観指標のデータを活用し、市民の「暮らしやすさ」と「幸福感」を指標として数値化したもの
デジタル庁が中心となり普及促進。アンケート調査、オープンデータから構成
(出典)一般社団法人スマートシティ・インスティテュート「Well-being city指標」

7 次回の懇談会に向けた取組内容（スケジュール）

R5年 4月

5月

6月

7月

8月

9月

10月

11月

12月

R6年 1月

2月

- ・各施策の進捗状況・評価指標の状況の確認
- ・中間見直しの方向性の検討

- ・本市交通の現状把握, 課題整理
- ・各施策事業の検討
- ・評価指標の検討

- ・中間見直し(素案)の作成

- ・パブリックコメント

- ・とりまとめ

宇都宮都市交通戦略 推進懇談会

第1回 懇談会(R5.7.28)

- ・各施策の進捗状況, 評価指標の状況の確認等

次回

第2回 懇談会(R5.9下旬以降)

- ・本市交通の現状分析・課題の抽出
- ・中間見直しの方向性

第3回 懇談会(R5.11下旬)

- ・素案について

第4回 懇談会(R6.2月上旬)

- ・中間見直し内容の確認